

義務教育費国庫負担制度の存続と 国庫負担の更なる充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保と適正配置のため、必要な財源を安定的に確保するとの意義を有するものである。

これまで、平成 16 年の三位一体改革や平成 22 年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきたところであるが、今後も、改革によるこの制度への影響を注視する必要がある。

一般財源で措置されている教材購入費や図書購入費、情報関連整備費等において、措置額が基準財政需要額を下回るなど地域格差が生じているように、厳しい地方財政を背景に、一般財源化は教育の地域格差を拡大させる懸念がある。

よって本県議会は、その時々々の国や地方の財政状況に影響されることのない、確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要であるとの認識の下、国において、義務教育費国庫負担制度を存続し、国庫負担を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

新・教職員定数改善計画（案）の着実な実施 及び教育予算の拡充を求める意見書案

平成 22 年 8 月、国において新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）が策定され、少人数学級（35 人・30 人学級）の推進等、教職員配置の改善及び柔軟な学級編制実施のための制度改正が盛り込まれた。

この計画の初年度分の実施のため、平成 23 年度当初予算に所要の財政措置が講じられた。

また、平成 23 年 4 月には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われ、小学校 1 年生の学級編制の標準の引き下げや、市町村が地域や学校の実情に応じて柔軟に学級を編制できる仕組みの構築が図られた。

すでに本県においては、小学校 1 年生及び 2 年生の 30 人学級などが実施されており、少人数学級を実施している学校では「子ども達が活躍する場が増えて意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」といった保護者や教職員からの声が多く聞かれるところである。

さて、我が国の平成 20 年における公財政教育支出の対 GDP 比は、経済協力開発機構（OECD）加盟国平均 5.0%を下回る最低レベルの 3.3%である。

山積する教育問題の解決を図り、未来を担う子ども達一人ひとりを大切にした教育を進めるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要である。

よって、本県議会は、国において、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）の着実な実施及び教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

国家戦略担当大臣

保護者負担の軽減と就学・修学支援に 関する制度の拡充を求める意見書案

経済・雇用情勢の悪化は、子どもたちの学びに大きな影響を与えている。

平成 21 年度文部科学白書では、我が国においては家庭の教育費負担が大きい一方、教育に対する公財政支出が国際比較で低い水準にあると指摘されている。平成 20 年において一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で、平均が 12.9%であるのに対して、我が国は 9.4%と最低レベルである。他方、我が国は、教育支出に占める私費負担、特に家計負担の割合が大きい。

このような状況を背景に、平成 22 年度より公立高等学校の授業料が無償化され、また、私立高校等の生徒を対象とした高等学校等就学支援金制度が創設されるなど就学及び修学の支援に関する制度が一定程度拡充された。

しかし、入学料や学用品費等、授業料以外は対象外であり、奨学金の貸与者数は大幅に増加しているなど保護者等の経済的負担は依然として重い。

よって、本県議会は、すべての子ども達に学びの機会を保障するため、国において、保護者負担を軽減するため就学・修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教 和

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

防災対策の見直しを含めた総合的な 学校安全対策の充実を求める意見書案

今後 30 年以内に東海地震、東南海地震又は南海地震の発生する可能性は、50%～87%の確率であり、いつ大地震が発生してもおかしくない状況である。これらの3地震が同時に発生する可能性も指摘されているところであり、その場合には、地震規模がマグニチュード 8.7 にもなると予測されている。

本県においては、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定され、県内 10 市町が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されている。

公立学校は、児童生徒の安全の確保のみならず、地震発生時には被災住民の避難場所や地域住民の情報又は物資の拠点など多様な役割を果たすものであり、公立学校のさらなる耐震化や防災機能の強化等は、喫緊の課題である。

これに加えて、不審者による学校への侵入や子どもへの付きまとい、登下校時の交通事故など、学校の内外における子どもの安全の確保も緊要である。

よって、本県議会は、国において、防災対策の見直しを含めた総合的な学校安全対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 山本 教和

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣(防災)